

# 令和 8 年度 年間監査計画

羽曳野市監査委員監査基準（以下「市基準」という。）第 6 条に基づき、令和 8 年度の年間監査計画を次のとおり定めます。

## I. 基本方針

本市の公正で合理的かつ効率的な行財政運営を確保するため、合規性、正確性ととともに、経済性(Economy)、効率性(Efficiency)、有効性(Effectiveness)の 3 E の視点を踏まえた監査を実施します。また、事務改善につながるよう提案型監査に努めるとともに、誤りの再発防止につながる実効性ある監査を実施するものとします。

## II. 監査等の種類

### 1. 定期監査

**（地方自治法第 199 条第 1 項・第 2 項及び第 4 項、市基準第 2 条第 1 項第 1 号）**

収入・支出、契約、財産管理等の財務に関する事務執行及び事業執行・管理が適法、正確かつ合理的・効率的に執行されているかについて監査を実施します。

#### ①監査の対象

次の部局及び施設における令和 7 年度、令和 8 年度の財務に関する事務執行

#### 【部局】

##### ○保健福祉部

保健福祉政策課（陵南の森総合センター含む）、福祉指導監査課、生活福祉課、障害福祉課、健康増進課（保健センター含む）、高齢福祉介護課（向野老人いこいの家・陵南の森老人福祉センター・高年生きがいサロン 3・5・6 号館含む）

##### ○市民生活部

保険年金課

##### ○水道局

総務課、工務課

##### ○行政委員会総合事務局

選挙管理委員会事務局

#### ②監査の時期

9 月～3 月 3 月下旬までに議会及び市長に監査結果を報告

#### ③実施体制

監査委員・監査委員事務局・被監査部局等

### 2. 例月出納検査（地方自治法第 235 条の 2 第 1 項、市基準第 2 条第 1 項第 5 号）

会計管理者及び公営企業管理者の現金（預金、有価証券を含む）の出納事務が正確に行われているか検査します。

### ①検査の対象

会計管理者所管の各会計、下水道事業会計及び水道事業会計に係る現金出納事務

### ②検査の時期

前月の現金出納について検査。事前検査(伝票検査等)、監査委員による事前例月出納検査、及び原則 25 日に例月出納検査を実施します。ただし、4月は下水道事業及び水道事業分が決算とりまとめ時期のため、預金残高確認のみとします。

### ③実施体制

監査委員・監査委員事務局・出納室・下水道総務課・水道局総務課

## 3. 決算審査【一般会計・各特別会計】

### (地方自治法第 233 条第 2 項、市基準第 2 条第 1 項第 4 号)

歳入歳出決算書及び決算附属書類が適法に作成されているかについて審査するとともに、計数の正確性、予算執行が適正に行われているかについて審査します。

### ①審査の対象

- 一般会計
- 国民健康保険特別会計
- と畜場特別会計
- 財産区特別会計
- 介護保険特別会計
- 土地取得特別会計
- 後期高齢者医療特別会計
- 財産に関する調書

### ②審査の時期

6月～8月 8月中旬までに市長に審査意見を提出

### ③実施体制

監査委員・監査委員事務局・出納室・財政管理課 他

## 4. 決算審査【企業会計】

### (地方公営企業法第 30 条第 2 項、市基準第 2 条第 1 項第 4 号)

決算諸表及び附属書類が適法に作成されているかについて審査するとともに、計数の正確性、経営成績及び財政状態が適正に表示されているかについて審査します。

### ①審査の対象

- 下水道事業会計
- 水道事業会計

### ②審査の時期

5月～7月 7月下旬までに市長に審査意見を提出

### ③実施体制

監査委員・監査委員事務局・下水道総務課・水道局総務課

## 5. 基金運用審査(地方自治法第 241 条第 5 項、市基準第 2 条第 1 項第 6 号)

基金の運用状況に関する調書が適法に作成されているかについて審査するとともに、基金が目的に応じて確実かつ効率的に運用されているかについて審査します。

### ①審査の対象

- 小企業事業資金融資基金
- 公共施設整備基金

- ふるさと羽曳野まちづくり基金      ○財政調整基金
- 羽曳野市ファイン推進基金      ○羽曳野市教育振興基金
- 国民健康保険事業財政調整基金      ○円想文化福祉振興基金
- 介護給付費準備基金      ○公営住宅整備基金
- ダルビッシュ有子ども福祉基金      ○減債基金      ○世界遺産もずふる応援基金
- 石油貯蔵施設立地対策等交付金基金      ○森林環境譲与税基金
- 新型コロナウイルス感染症対策基金

## ②審査の時期

7月～8月    8月上旬までに市長に審査意見を提出

## ③実施体制

監査委員・監査委員事務局・出納室・財政管理課

## 6. 健全化判断比率等審査

**(地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項・第22条第1項、市基準第2条第1項第7号)**

健全化判断比率(実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率・将来負担比率)及び資金不足比率について、適法かつ正確に算定されているかについて審査します。

### ①審査の時期

7月～8月    8月中旬までに市長に審査意見を提出

### ②実施体制

監査委員・監査委員事務局・財政管理課

## 7. 随時監査

### ○工事監査(地方自治法第199条第1項・第5項、市基準第2条第1項第1号)

工事が適法、合理的、能率的に行われているか、費用的に妥当なものであるかについて、計画・設計・積算・入札・契約・施工・検査などの財務事務及び技術面から監査を実施します。原則として、契約金額が2,000万円以上で進捗中(進捗率50～60%のもの)の土木(道路・下水道等)・建築・水道工事のうちから1工事を選択し、実施します。

監査にあたっては、工事技術調査の専門業者に委託して行います。

### ①監査の対象

工事の進捗状況を勘案して、選択します。

### ②監査の期間

9月～12月(予定)    監査完了後、議会及び市長に監査結果を報告

### ③実施体制

監査委員・監査委員事務局・工事担当部局・契約検査課・専門機関の技術士

## 8. その他

本計画に定める監査のほか、監査を実施する必要性が生じた場合は、その都度、協議して監査計画を定めます。なお、住民監査請求などが提起された場合、又はその他特別の事情が生じたときは、本計画を変更することがあります。

### Ⅲ. 年間スケジュール

年間スケジュールは次のとおりとします。なお、詳細スケジュールについては、各監査毎に定めます。

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
監 査 等 の 種 類						定期監査						
		決算審査										
				基金運用審査								
				健全化判断比率等審査								
						工事監査						
		例月出納検査										